



# 島根県報

令和元年10月1日（火）

第 4 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（2件）	（高齢者福祉課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（ 〃 ）	3
保安林予定森林（2件）	（ 〃 ）	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ 〃 ）	5
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中小企業課）	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	6

### 【特定調達公告】

島根県警察情報ネットワーク（SPWAN）回線利用に係る一般競争入札の落札者等	（警察本部）	6
--	--------	---

### 【正 誤】

令和元年6月28日付け島根県報第16号中	（障がい福祉課）	7
令和元年9月13日付け島根県報第38号中	（森林整備課）	7

**告 示****島根県告示第263号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 コミュニティサポート いずも	訪問介護	C S いずも訪問介護事 業所 碧	出雲市大社町入南80-1	令和元年10月1日

**島根県告示第264号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ニチイ学館	訪問介護	ニチイケアセンター斐 川	出雲市斐川町直江4914番地 7	令和元年10月1日

**島根県告示第265号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
仁多郡奥出雲町高尾1381-25、1381-26
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第266号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿足郡津和野町名賀1525、1526－1、2108
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第267号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
益田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第268号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸山達也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
益田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
益田市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
益田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第269号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸山達也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市島根町加賀4034、4692、4695、4701
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
島根町加賀4695・4701（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第270号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

出雲市矢尾町字飯田河原1279-3、1280、字築山1309、1311-1から1311-3まで

#### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第271号

令和元年島根県告示第217号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
浜田市三隅町黒沢219-1、219-2、220から222まで、222内1から222内5まで、224、224内1、224内2、2053-1、2054-1	岡村 ユキヨ
浜田市三隅町黒沢1348-1、3125、3125-1	小野 茂

### 島根県告示第272号

令和元年島根県告示第198号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の

相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
益田市匹見町石谷イ872-1、イ872-2	靱山 文子
益田市匹見町石谷ロ459	渡里 治徳
益田市匹見町石谷ロ912、ロ914-2、ロ915-3	平谷 元義

### 島根県告示第273号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

別表特別融資の部経営力強化支援資金の項中「第26条第2項」を「第32条第2項」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

### 島根県告示第274号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 川登2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市川登町293番内3	1号
〃 338番統1地先道路敷	2号
〃 1896番3	3号
〃 1898番2	4号
〃 291番4	5号
〃 292番	6号

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第

83号) 第9条の規定により公告する。

令和元年10月1日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 件名及び数量

島根県警察情報ネットワーク (S P W A N) 回線利用 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和元年8月9日

4 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社島根支店 支店長 三浦 隆 島根県松江市東朝日町102番地

5 落札金額

43,560,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和元年6月18日

## 正 誤

令和元年6月28日付け島根県報第16号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から17	であって、改正後の	改正後の

令和元年9月13日付け島根県報第38号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から9	仁多郡奥出雲町八川2448-39	仁多郡奥出雲町八川2448-39 (次の図に示す部分に限る。)
	上から19	「次のとおり」は、省略し、その関係書類	「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類